

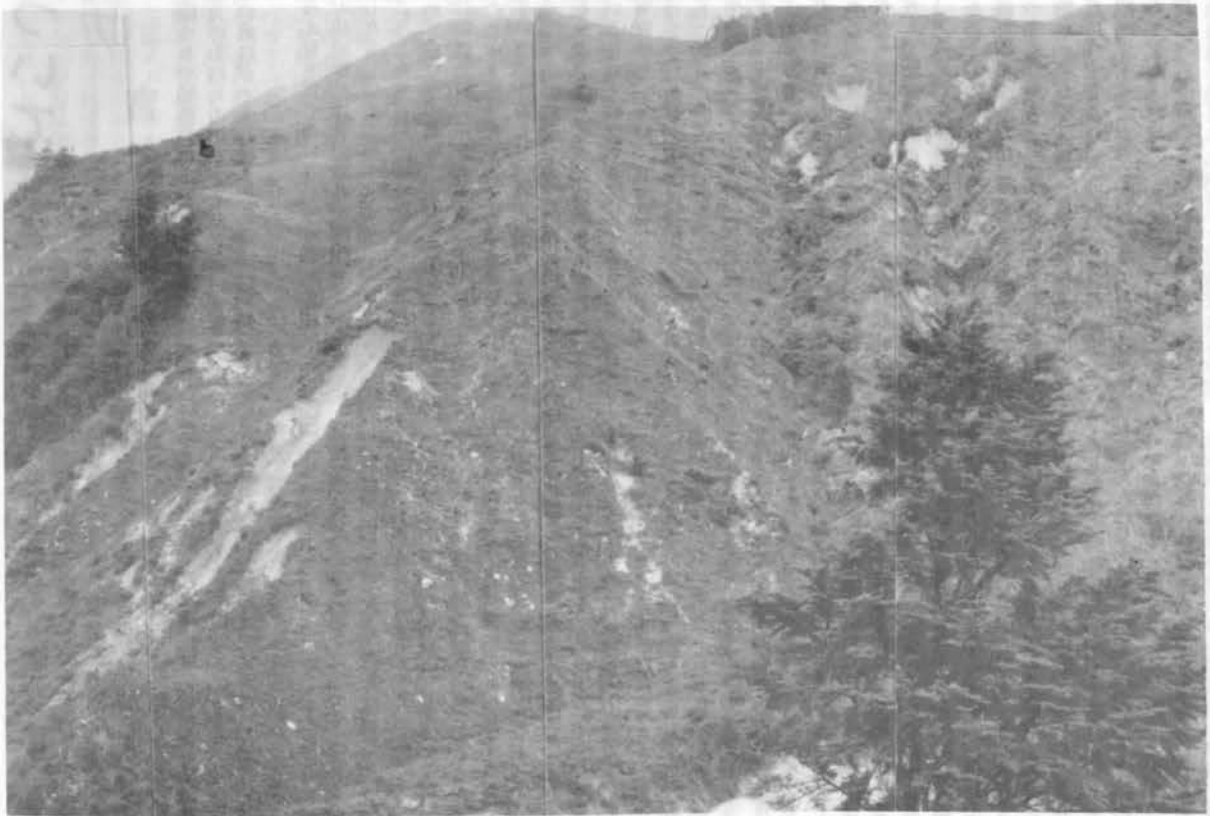
# 山と博物館

第20巻

策12号

1975年12月25日

大町山岳博物館



カモシカによる食害のある松川入山林組合林の造林地の一部 (50.9) 撮影 千葉 彬司

## カモシカ「害獣」騒動

今年の春先からはじまった「カモシカ害獣騒動」はどう／＼捕獲という線がでた。

捕獲の線がでるまでに関係官庁の態度が一転二転したことは既に報導されているのでご承知の方も多いと思う。

カモシカが造林地に植樹した若いヒノキを食い荒すということで、青森県・長野県・岐阜県の三県から出されていた捕獲許可申請に対して、文化庁・環境庁が期限を切って岐阜・長野の二県に許可したものである。

ヒノキを食害する原因については森林を伐採しすぎた。保護されその数が増えた等諸説ふんぶんであるが、これがそうだという決手のないのが現況である。

それはカモシカの野外における生活実態が殆んどわかっていないという事が大きな原因である。

国の特別天然記念物に、更には国際保護獣にも指定されているにもかかわらず、生息頭数も定かでない、推定頭数にいたっては、関係官庁で大きく食い違った数を出している。今回の様な経過、基本的資料から捕獲という線がでたかは筆者は知るべくもないが、感じとしては、余りにも安直に許可が出された様にも思える。

今までの被害実態の報告のみでなく、実験的に防護柵を施した箇所は相当効果が上つていると聞きおよんでいる。捕獲以前にその様な施備を拡大することが必要であったのではないか。

また、仮に食害地に出没するカモシカを捕獲したところで第二、第三のカモシカが移りすまないとは保障がない。

現在では捕獲が唯一絶対の解決策のような感じを一般に与えているが果してそうだろうか。

未解決問題を余りに多くかかえた中で捕獲方針の打出しは、後々大きな問題を引き起す結果になるだろうことは予測にかたくない。捕獲＝食害＝捕獲のいたちごっこに終らんこと祈るや切である。

(グチ猿)

# カモシカの捕獲について

私の考え方

宮尾 嶽 雄

岐阜県に続いて長野県にも51年3月31日迄の期限つきで捕獲許可がおりた。今回はそれ  
ぞれの立場の方々のご意見を掲載した。他にご意見をお持ちの方がおられたら、お寄せ下  
されば編集会議の上逐次掲載し、より良い解決策の糸口ができればと思う。(編集部)

## (1) 動物学上のニホンカモシカ

ニホンカモシカはウシ科の動物である。ウシ科には、ウシ類とヤギ・ヒツジ類の大きなグループがあるが、ニホンカモシカはヤギ・ヒツジ類に近いものとして位置づけられる。一方、ウシ類に近いものとして、アンテロープ(レイヨウ)のグループがある。

ニホンカモシカをその一員とするカモシカ類は、アジアを中心に、ユーラシア・北アメリカにその分布をみる。しかし、現在はいずれも、その分布が局地的で、全体として飛石的な分布になっている。ニホンカモシカと同じ属には、スマトラカモシカとタイワンカモシカがあるにすぎない。ニホンカモシカはも

ちろん日本にしかない。それも本州と九州の山岳地帯だけに限られ、四国ではすでに絶滅したらしい。

こうした飛石の分布は、カモシカ類が、きわめて古い型の動物で、新しい型のウシ科動物に駆逐され、平家の落人のように、各地に細々と生き残ったものであることを思わせる。地球の歴史や、ウシ科動物の進化を説明するカギを握っている動物なのである。生きている化石と呼ばれる所以である。ウシ科の現生動物としては、日本にはニホンカモシカだけしかない。国際保護獣に指定される理由もこの辺にある。しかし、ニホンカモシカの生活や系統学上の位置づけに関しては、我々はまだ、ほとんど何も知っていない。

## (2) カモシカを害獣に追いやった背景

本来、天然の森林には、害獣という名で呼ばれるものは存在しない。もし、木の葉や新芽を食べるノウサギやカモシカが、森林の害獣であったならば、とうの昔に森林は減り、ノウサギやカモシカもまた絶滅してしまっただけである。森林の正常な生育が、不可抗力的な天災、または正しくない経営・管理によつて乱されるようなことがある時にだけ、動物は、森林を破壊し、枯死させる原因となるだけにすぎない。

昭和三十年頃から、奥地林開発が重要政策としてとり上げられ、大面積一斉皆伐が始められた。高山地帯にまで林道がのび、集材・運材機械の発達にともなう、皆伐はものす

ごい勢いで進行した。高度経済成長政策が始められ、資本主義体制が強化された時代と一致する。国土総合開発法の成立が昭和二十五年、長野県の総合開発計画決定が二十六年、二十七年に高瀬川上流の総合開発開始、三十二年に北ア八方尾根開発着手、三十三年に黒部ダム第四発電所着手、三十四年に県観光開発五ヶ年計画発足、三十六年に県企業局発足、三十九年に駒ヶ岳ロープウェイ着工、四十年に梓川ダム着工、といった具合に、奥地開発が伐採と歩調を合わせて進行した。

長野県内における森林伐採面積は、昭和二十五年から四十六年までの間に、約四十一万ヘクタールに達した。昭和二十六年における県内の森林面積が約八十五万ヘクタールとされていたから、森林面積の約半分が伐採されたわけである。同じく昭和二十六年における県内の天然林面積は六十四万ヘクタール、人工林面積は二十万ヘクタールであったことを考えると、この伐採面積四十一万ヘクタールの大きさが、どのような意味をもつかがわかるであろう。昭和三十五年には、一年間だけで約二万八千ヘクタールが伐採されている。これは、県内の果樹園と桑園の合計面積二万七千ヘクタール(昭和四十九年現在)にほぼ匹敵する。

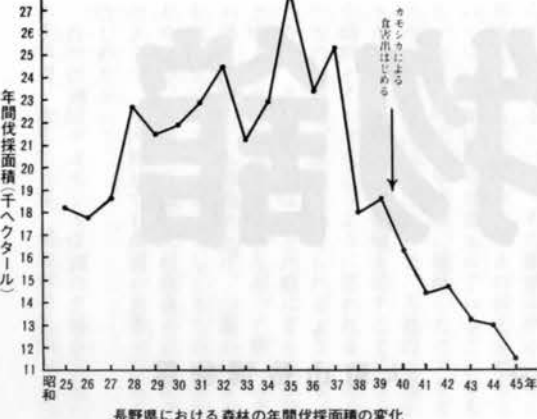
更に、昭和四十年以降、四十九年末までに開発または開発中の別荘地が、県内で二百二十五ヶ所、約一万四千ヘクタール、ゴルフ場が四十五ヶ所、約四千ヘクタールに達しており、合計一万八千ヘクタールで、県内果樹園面積の一万四千ヘクタール、桑園一万三千ヘクタールをはるかに上まわる。別荘地のうち、長野県企業局の手によるものは二十ヶ所、約二千ヘクタールで、全体の十四・八パーセントに当る。

一方、林業従事人口は、昭和三十年の約二万一千人から、三十五年には約一万七千人、四十五年には八千人と激減しているのである。ニホンカモシカによる植林地の被害が問題

にされ始めたのは、昭和三十九年頃からで、上伊那郡南箕輪村蔵鹿山・経ヶ岳のカラマツ植林地などからである。この時期が、大面積伐採が続けられた、まさにその直後であることに注目して欲しい。同じ三十九年には、県衛生部環境衛生課に公害係が設置され、四十年には県公害防止条例決定、諏訪湖浄化対策研究委員会発足、県公害審議会が発足して、長野県においても、公害が本格的に問題にされた。カモシカによる食害問題は、こうした全体的な環境破壊の一環としてあらわれてきたものである。

カモシカの生息場所の急速な崩壊が、カモシカを害獣化したのであり、略奪的な林野行政によつて背負わされたツケである。カモシカによる食害は、いわば政治災害である。カラマツ植林地におけるノウサギ、ハタネズミ、クロホシハバチの大発生、先枯れ病の発生などの原因も、その背景は同一である。ツキノワグマやニホンザルの害獣化についても然り。ニホンカモシカは昭和九年に天然記念物、三十一年に特別天然記念物に指定された。狩猟の対象から一応はずされた。しかし、肝要な生息場所に関しては、すでにのべたような事態である。鳥獣保護区も、昭和四十九年度現在で県内に百ヶ所が指定されているが、これも名称だけで、内容は全くない。たとえば、美ヶ原鳥獣特別保護区は、カモシカ保護の目的で七百五十ヘクタールが昭和四十三年に指定された。ところがその殆んど全域が伐開されてカラマツ植林地になってしまい、林道「よもぎこば原線」が開かれ、県企業局はこれをピーナスラインに接続しようと計画している。また、「県民の森」なる観光施設がこの十月に開かれている。

密猟も絶えない。昭和四十五年以降、筆者が知り得ただけでも九件、十頭を数える。県内の狩猟免許を取得したハンターの数も、今年合計二万五千四百人になるといふ。



長野県における森林の年間伐採面積の変化

年間伐採面積(千ヘクタール)

## (3) 基本的視点の確立を

森林は、降った雨水を貯蔵し、河水の流量を一定に保ち、濁水を防止する。降雨にともなう下流域への急速な増水や洪水を防止している。土砂の流出もこれによって防がれている。森林における年間の土砂流出量を一とすると、全伐では十、全伐・伐根掘取では七十、八にもなるといわれる。本年七月七日夜、木曾南部を襲った豪雨による被害は四十七億円にのぼるとされるが、この災害は、「あつ、あつ」という間に地形が変わってしまったほどの土石流によるものであった。ヒノキ単一植樹した若い林がやられていたには、昔ながらの落葉樹地帯は被害がない、とも指摘された。

炭酸ガスの除去と酸素の供給、汚染物質の吸着、気象条件の緩和、雪崩、風害、潮害などの防止。森林の果たしている生命の親ともいえる、こうした機能が無視され、材木として、またはパルプ原料としてだけの価値しか認めず、山地は不動産としてだけしか評価されない風潮が作られ、徹底的な収奪が行なわれ続けている。しかも、森林の維持管理は、山間部住民の一方的な犠牲のもとに担われてきた、という歴史的な背景がある。現今の開発・破壊は、この点を巧妙についた略奪の結果であるといえよう。森林を守り育てることによって、山間部住民の十分な生活が成り立つ施策がとられないと、森林の破壊は止まらないし、日本人全体の生活の基盤が失なわれる。

大面積の一斉皆伐による造林を避け、択伐、区画伐などによって天然林を残し、造林地内にも、もともとあった広葉樹や灌木類を残す造林方法を取り、また、造林樹種も複数にして、多段林とするなどの施業方法がとられてきてしかるべきであった。現在の如く、目先の収益だけをあてこんだ過伐が続けられるならば、森林は次第に若令化し、山は一応緑であったも、人の使える木はなくなるであろう。カモシカ捕獲といった如き、目先の対症療法によって、現実を糊塗していくことが続け

られるならば、その行きつく先は、完全な破壊しかないことを銘記しなければならない。対症療法を云うならば、捕獲以外に、いくつもの方法がある。ただしそれには、若干のカネを要する。大規模な収奪をした挙句に、少々の出費を云々されても領けない。もちろん、地元山村が負担するという筋合のものではないだろう。

また、一度、捕獲を認めたらならば、なしくずしに絶滅にまで追いやることになるのを恐れる。被害——捕獲の悪循環を断ち切る視点を放棄したことになるからである。捕獲したカモシカを、カモシカの少ない他地方へ移すといった計画もあるらしいが、各地方個体群に内在する分化や適応の諸関係を、人為的に乱すことで、賛成できることではない。

#### (4) 飯田市松川入の場合

本年十二月六日付で、文化庁・環境庁は、飯田市から申請のあったカモシカ五頭の捕獲を、学術研究用として、申請通り許可することをきめてしまった。許可区域は、飯田市松川入地区であるとされる。

ところで、飯田市松川入地区の森林の現状はどうなっているであろうか。筆者は、本年十一月にこの地区を見てきたので、その感想をここに記しておきたい。

松川入山林組合は六千町歩に及ぶ山林をかかえているが、その殆んど全域が、木曾谷との稜線、海拔二千二百メートルまで皆伐された。現在も伐採は進行している。伐採跡にはヒノキが植林されているが、その生育がうまくいっていない場所が多い。それには理由がある。この地方でのヒノキの生育限界は、海拔二千二百メートルまでとされており、また、八百メートルまでという意見もある。しかし千二百メートルを越える高所にまでヒノキの植林が行なわれたからである。もともとヒノキの生育は無理な場所なのである。たしかにカモシカが植林地に出現し、植林木の枝葉を食ってはいる。しかし、食害といえる状態は、

高海拔地に局所的にみられるにすぎないから、柵の設置によって被害を防止できるのではないかと思う。

更に指摘しておかなければならない大きな問題点は、大面積一斉皆伐後の山腹に、至る所で山崩れが起きていることである。松川兩岸の山崩れは、四十度を越す急傾斜地である。しかも花崗岩地帯で深層風化をうけているから、もともと崩壊しやすい地質・地形をもっている。皆伐してから四〜五年後には、前生樹の根が腐ってくるから、土壌のおさえがきかなくなり、長雨や一時的な豪雨で、一斉に崩壊が起り易いといわれる。しかも、火入れによる造林地の地ごしらえも行なわれた。この地区は花崗岩を母材にする土壌が多く分布するため、火入れを行なうと、地表にあるものは焼け、地表面が露出する。花崗岩の土壌は砂質であるから、地表面近くの粘土が流出しやすくなり、土地がやせると同時に崩壊を起すとされる。

この地区は全山が保安林に指定されているし、飯田市の水源地域である。したがって、雨水を十分に貯わえることができる根茎の良く発達した樹木があることが、その条件である。保安林が常にその指定の目的にそくして機能を果たすことが確保されなければならない。これを承知で大面積皆伐を許可してきた官庁の責任は大きい。これまでも松川は度々大出水と山崩れをくりかえし、多大の災害をもたらしてきていることは、飯田市民の記憶に生々しい筈である。

労働力不足の現在、伐採が終っても、造林従事者の確保はむずかしいし、海拔千六百メートル以上の高地では、造林は不能である。何故に、このような大面積皆伐が許されてきたのか。

飯田市民はこぞつて、松川入の視察を実行すべきである。市民生活の基盤を担う、この地区が、どのような状態にあるかを、自分の目で確認して欲しい。カモシカの冤罪は



カモシカの被害にあったヒノキ(松川入で)

それによって消滅するであろう。文化・環境両庁は捕獲許可を撤回し、問題の本質的解決に取組まれた。問題は、カモシカがヒノキを食ったなどということは、全く別の次元にある。今回の捕獲は、学術調査が名目であるという。それならば、捕獲申請は当然、調査研究者の側から出されなければならないし、費用も調査者側から出されるべきである。しかし、実際には被害防止のための捕獲であることは、関係者すべてが了解している。文化・環境両庁は、このようなウソを積み重ねて当面の風当りを回避したつもりかもしれないが、将来をどうするつもりであろう。

自然環境保全法の第一章総則、第四条には、『国は、自然環境を適正に保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する』とうたわれているではないか。

(信州大学医学部助教)



